



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
7月25日  
第430号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 木材業者の登録(びわ湖材流通推進課)..... | 1 |
| 道路区域の変更(道路保全課).....     | 1 |
| 道路の供用開始(道路保全課).....     | 2 |

### ○ 公 告

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 令和6年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告(医療政策課)..... | 2 |
|-----------------------------------|---|

## 告 示

### 滋賀県告示第310号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和5年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 地方機関名        | 木材業者         |                         |
|--------------|--------------|-------------------------|
|              | 住所           | 氏名                      |
| 西部・南部森林整備事務所 | 大津市雄琴三丁目7-11 | 株式会社流域デザイン<br>代表取締役 岩松洋 |

### 滋賀県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年7月25日から令和5年8月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名       | 道路の区域              |         |                            |        |                        |
|-------|-----------|--------------------|---------|----------------------------|--------|------------------------|
|       |           | 区間                 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員                      | 延長     | 備考                     |
| 県道    | 大野木志賀谷長浜線 | 米原市万願寺字大井1046番地先から | 変更後     | 最小<br>12.5m<br>最大<br>32.2m | 721.7m | 道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 |
|       |           | 米原市長岡字御領所711番1地先まで |         | 最小<br>12.5m                |        |                        |

|  |  |  |     |                  |        |  |
|--|--|--|-----|------------------|--------|--|
|  |  |  | 変更前 | く<br>最大<br>47.4m | 721.7m |  |
|--|--|--|-----|------------------|--------|--|

### 滋賀県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月25日から令和5年8月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名           | 供用開始の区間                               | 供用開始の年月日        | 備考       |
|---------------|---------------------------------------|-----------------|----------|
| 大野木志賀谷長<br>浜線 | 米原市村木字向田756番地先から<br>米原市長岡字御領所703番地先まで | 令和5.7.26<br>10時 | L=960.6m |

## 公 告

### 令和6年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和6年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和5年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 一般試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約40%
- (4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。
  - ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和6年3月卒業見込みの者を含む。)
  - イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和6年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

  - (ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
  - (イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (オ) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - (カ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
  - (キ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
  - (ク) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)
- (5) 出願手続
  - ア 受付期間は令和5年12月8日(金)から令和5年12月15日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受

付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和5年12月15日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

- イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学審査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
- ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (6) 出願書類および入学審査手数料
  - ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
  - イ 入学試験受験票(所定の用紙)
  - ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
  - エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書(令和6年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書)
  - オ (4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類
  - カ 入学審査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)
  - キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)
  - ク 宛名票(所定の用紙)
- (7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (8) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績および適性検査を総合判定して行う。
- (9) 入学者選考試験
  - ア 試験日時および科目

| 年 月 日       | 時 間         | 試 験 科 目            |
|-------------|-------------|--------------------|
| 令和6年1月5日(金) | 10:00~10:50 | 国語総合(古文・漢文の範囲を除く。) |
|             | 11:10~12:00 | 数学I                |
|             | 13:00~13:50 | コミュニケーション英語I       |
|             | 14:10~14:50 | 適性検査               |

- イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1
- ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和6年1月26日(金)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛て通知する。
- エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。
- (10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

- (1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)
- (2) 修業年限 3年
- (3) 募集人員 入学定員80人のうち約10%
- (4) 出願資格 1(4)アまたはイのいずれかに該当する者で、満22歳以上(令和6年4月1日現在)のものとする。
- (5) 出願手続
  - ア 受付期間は令和5年10月13日(金)から令和5年10月20日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。
  - 郵送の場合は、令和5年10月20日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。
  - イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学審査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。
  - ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。
- (6) 出願書類および入学審査手数料
  - ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
  - イ 入学試験受験票(所定の用紙)
  - ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)
  - エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
  - オ 1(4)イに該当する者にあつては、出願資格を有することを証明する書類
  - カ 入学審査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

キ 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ク 宛名票(所定の用紙)

(7) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(8) 入学者選考方法 入学者の選考は、小論文、適性検査および面接試験を総合判定して行う。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

| 年 月 日        | 時 間         | 試 験 科 目 |
|--------------|-------------|---------|
| 令和5年11月7日(火) | 9:30~10:50  | 小論文     |
|              | 11:10~12:00 | 適性検査    |
|              | 13:00~      | 面接      |

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和5年11月27日(月)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人宛てに通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 3 推薦試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約50%

(4) 出願資格および推薦要件 次のアからオまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和6年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 評定平均値が3.5以上である者

ウ 専願である者

エ 卒業後、県内において看護業務に従事する意思を有する者

オ 滋賀県内に住所を有する者

(5) 推薦人員 人員制限なし

(6) 出願手続

ア 受付期間は令和5年10月13日(金)から令和5年10月20日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和5年10月20日(金)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(7)に掲げる出願書類に必要な事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学検査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(7) 出願書類および入学検査手数料

ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

イ 入学試験受験票(所定の用紙)

ウ 入学試験写真票(所定の用紙に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼ること。)

エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書(オの調査書に卒業見込みの証明がある場合は、不要とする。)

オ 高等学校または中等教育学校の調査書

カ 推薦書(所定の用紙により、在学中の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)

キ 入学検査手数料9,800円(郵送の場合は、郵便為替とすること。)

ク 入学試験受験票返送用封筒(所定の封筒)

ケ 宛名票(所定の用紙)

(8) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(9) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、面接試験および調査書を総合判定して行う。

(10) 入学者選考試験

## ア 試験日時および科目

| 年 月 日        | 時 間         | 試 験 科 目            |
|--------------|-------------|--------------------|
| 令和5年11月7日(火) | 10:00~10:50 | 国語総合(古文・漢文の範囲を除く。) |
|              | 11:10~12:00 | 数学I                |
|              | 13:00~      | 面接(グループ討議方式)       |

イ 試験場 滋賀県立看護専門学校 長浜市八幡東町525-1

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和5年11月27日(月)9時に滋賀県立看護専門学校において掲示するとともに、本人および在学中の高等学校または中等教育学校の長宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても入学許可を取り消すものとする。

(11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

